



# 最適な相続方法探そう

## アート 不動産 相談センターを開設

盛岡市本宮の不動産賃貸・売買業アート不動産（櫻井澄男社長）は1日、相続に関する無料相談窓口「盛岡アート相談サポートセンター」を設置した。宅地建物取引士と上級相続支援コンサルタントの資格を持つ櫻井竜三執行役員と専門相談員を配置。不動産と相続、双方の専門知識を持つて最適な相続方法を提案する。遺言書作成や生命保険の見直しもサポートでき、税理士や司法書士などの専門家の紹介も行う。月1回開催の無料セミナーでは、相続のいろはから分割・納税・節税対策まで分かりやすく伝える。

地主や家主の高齢化に伴い、土地建物の相続、事業継承などのトラブルが増加していく。同センターの櫻井執行役員と猿方みよ子マネージャー（左から）

相続対策への関心の薄さや知識不足が身内の相続争いを深刻化させており、適切な不動産の節税対策もなき少なくていいことから、同センターではむやみにアパート建築を勧められない。立地条件、市の入居率、20年後の家賃収入などを考慮した現実的なアパート運営のシミュレーションを立て、建築が適切かを判断する。相続の基本を学べる

セミナーは月1回開く。相続についての漠然とした不安や悩みに答え、相続、遺言書、財産把握の方法、生前贈与などを分かりやすく丁寧に教える。櫻井執行役員は「相続に関する全ての悩みを受け付けている。お気軽に相談」と呼び掛けます。次のセミナーは18日午後2時～同4時「財産把握とその評価」をテーマに開く。申し込みや問い合わせは同センター（電話636-3241）まで。